# 個人情報を含む テストデータ取扱管理要領

JA三重情報センター

開発部

## 改廃履歴

Rev	改 廃 內 容	実 施 日
1.0	新規(規程管理規程改正対応)	H22. 04. 01
1.1	改正(緊急時の承認手順改正)	H24. 10. 01
2.0	様式(テストデータ棚卸実施記録簿)の見直し	H26. 06. 01
3. 0	3. (4) 棚卸点検の方法の見直し	H28. 09. 19
4.0	管理手順の見直し 電子決裁化に伴う様式の見直し	2021. 12. 01

### 個人情報を含むテストデータ取扱管理要領

規程番号 4001-0000-01-要制定日 2010年 4月 1日 改正日 2021年12月 1日

#### 1. 目的

開発部において個人情報等の厳秘情報を含むテストデータの取り扱いを管理するための要領を定める。

#### 2. 適用範囲

本要領にて取り扱うテストデータの適用範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本番運用システムの個人情報等の厳秘情報を含むデータを複写してテスト、保守および 問合せ対応等をおこなう場合
- (2) JA等の開発依頼元が管理している個人情報等の厳秘情報を含むデータの取扱い委託を 受けて、開発をおこなう場合
- (3)システム保守において外部の個人情報等の厳秘情報を含むデータを複写または持ち込み、テスト、保守および問合せ対応等をおこなう場合

#### 3. 取扱手順

(1) テストデータの管理

個人情報を含むテストデータ取扱申請・報告書(様式1)を使用してテストデータの取扱いを管理する。テストデータの取扱い開始および廃棄・返却時は、様式を使用して情報セキュリティ管理者または情報セキュリティ責任者の承認を得る。

ただし、情報セキュリティ管理者・責任者が不在で急を要する場合は、副部長の承認を得て事後承認とすることができる。

#### (2) テストデータの取得

個人情報等の厳秘情報を含むデータを管理している部門が他部門の場合、管理部門の情報 セキュリティ管理者または情報セキュリティ責任者の承認を得る。

直接委託元より個人情報等の厳秘情報を含むデータの提供を受けた場合は、管理部門の承認を省略する。ただし、業務受託の範囲外で個人情報を取得する場合は、個人情報管理規程に従い個人情報の取り扱いにかかる承認を得る。

#### (3) テストデータの廃棄・返却

個人情報等の厳秘情報を含むデータを廃棄または返却する。なお、データのマスキングを実施した場合は、データを廃棄したものとして取り扱う。

個人情報を含むテストデータ取扱申請・報告書(様式1)にデータ廃棄日・返却日を記入し、使用部門および管理部門の情報セキュリティ管理者に報告する。

#### (4)棚卸点検

情報セキュリティ管理者は毎月、個人情報を含むテストデータ取扱申請・報告書(様式1)で申請されたテストデータの利用において、取扱終了予定日を過ぎているにも関わらず廃棄・返却の報告がないものについて、遅延の事由を確認する。